

日本学生支援機構寄附金事業

「JASSO 支援金」の ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから
寄せられた寄附金を基に
「JASSO 支援金」事業を創設しました。

自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続できるよう、JASSO 支援金の支給を行います。

詳細はこちら <http://www.jasso.go.jp/shienkin/>

◆ JASSO 支援金の申込みは、学校の担当窓口へ

平成 26 年 10 月



自然災害とはどんな災害？

「台風」「大雨、暴風・突風・竜巻」「地震」「大雪」「落雷」「噴火」「その他」を意味します。

住宅の被害とはどんな被害？

左記の自然災害による「全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水」を意味します。

外国人留学生（学部生・大学院生）対象
「JASSO 支援金」（新設）の募集について

日本学生支援機構では、自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、1日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援を目的として、「JASSO 支援金」を募集します。

1. 申請資格

申請時点で以下を全て満たす者とする。

- (1) 外国の国籍を有する外国人留学生（在留資格が「留学」以外の場合は留学生係で確認すること。）
- (2) 学部、大学院博士前期課程または大学院博士後期課程の学生
- (3) 自然災害等の発生により、居住する住宅（学生本人が学生生活の本拠として日常的に使用している住宅（アパート等）をいう。）に、半壊以上の被害（全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水）を受けた場合又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続し、かつ、申請の時点で避難が継続している場合。（平成26年7月1日以降に発生した自然災害等を対象とする。）
- (4) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学長が認める学生。
 - ※成績不振により留年中に発生した災害及び申請は対象外
 - ※休学中に発生した災害は対象外
 - ※同一の災害につき、申請は1回
 - ※本機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請可

2. 支給額

10万円（返還不要）

3. 提出書類（1）または（2）のいずれか

- (1) 市区町村等の罹災証明書、または罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー（罹災証明書の発行に時間がかかる場合）
- (2) 自治体の指示による住居への立入禁止の危険な状態が1か月以上継続し、かつ、申請の時点で避難が継続している場合は、その状況がわかる公的な資料

4. 申請方法及び提出期限

申請資格に該当する学生は、3の提出書類をそろえて、留学生係に下記の提出期限までに申請すること。

- ① 平成26年7月1日～平成26年9月30日までに発生した自然災害等の申請
平成27年1月15日（木）までに留学生係に提出すること。
- ② 平成26年10月1日以降に発生した自然災害等の申請
自然災害等発生月の3か月後の月の15日までに留学生係に提出すること。
例：1月に発生した災害の申請期限は、4月15日となります。